

流動性基本総額等の当社が別に定める額について

1. 「参加者基金所要額に関する規則」等の規定に基づき当社が別に定める額

当社が別に定める額		関連規定
流動性基本総額	600億円	参加者基金所要額に関する規則別表第3項第1号
最大差引支払限度額	300億円	差引支払限度額に関する規則別表第1項(注2)
最大関係法人等限度額	600億円	差引支払限度額に関する規則第3条第1項及び第2項
基礎所要額	100万円	参加者基金所要額に関する規則別表第1項(注1)
参加者基金基本総額	150億円	参加者基金所要額に関する規則別表第1項(注2)

2. 適用日

平成29年3月31日から適用する。

以上